

## 総務省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成 21 年度政策評価書（主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」（平成 21 年 7 月 7 日付け総官政第 81 号による送付分）における実績評価方式による 4 件の政策評価

イ 「平成 21 年度政策評価書（主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」（平成 21 年 7 月 7 日付け総官政第 81 号による送付分）における事業評価方式による 3 件（注）の政策評価（事後）

（注）送付を受けた 8 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（5 件）を除いた 3 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

#### ○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成 21 年度政策評価書」における実績評価方式による 4 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	○	ユビキタスネット社会の実現に向け、情報通信技術の研究開発及び標準化を推進する。	3	論文数	1 課題当たり 1 件以上	○
					専門家による評価において成果ありと評価される割合	90%	○
					ITU、IETF等における標準提案の件数	20件	○
12	ユビキタスネットワークの整備	○	2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。	6 (参考となる指標) 8	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	○
					難視聴解消世帯数	500世帯	○
					地域公共ネットワークの全国的な普及	地域公共ネットワークの全国的な普及	△
					地上デジタルテレビジョン放送受信機の普及世帯数	全世帯(5,000万世帯)への普及(世帯普及率100%)	○
					ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	約2,300万世帯	○
					映像国際放送の充実	新たな外国人向け映像国際放送の開始	○
					<参考となる指標> ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)	—	—
					<参考となる指標> 地域公共ネットワーク整備に対する支援の実施状況	—	—
					<参考となる指標> (ブロードバンド政策の推進に関する)調査研究の結果の政策への反映状況	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
				<参考となる指標> （放送政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況  <参考となる指標> デジタル中継局等の整備状況  <参考となる指標> アナログ放送の終了時期に関する認知度  <参考となる指標> 通信・放送融合技術開発に係る助成状況  <参考となる指標> 我が国のデジタル放送方式の海外普及活動の状況	— — — — —	— — — — —	
15	ICT分野における国際戦略の推進	○	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野の国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。	5 （参考となる指標） 3	二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況  アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況  アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況  海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況  国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施  10カ国以上  3,000人  海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施  実施した実験の数（累計）5以上  実験に参加した機関数（累計）20以上	△  ○  ○  △  ○
				<参考となる指標> 参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況	—	—	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
				<参考となる指標> 国際機関に対する拠出金等により国際機関が実施した活動  <参考となる指標> 実施したセミナー・シンポジウム結果の政策への反映状況	—	—	
20	消防防災体制の充実強化	○	大規模地震・大規模災害に対する備えの強化や消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大事故・テロなどに揺るぎない社会を構築し、国民の安心・安全を確保する。	18 (参考となる指標) 19	防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合  緊急消防援助隊の隊数  消防団員数  女性消防団員数  女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）  消防団協力事業所表示制度導入市町村数  都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数  市町村防災行政無線（同報系）の整備率  住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）  防火対象物定期点検の実施率の向上  特定違反対象物数の改善  危険物施設における事故件数	20.2% (平成18年度末40.4%の半減)  おおむね4,000隊  消防団員数の増加 (対前年度比)  18,000人  50%  500市町村  実施件数の増加 (対前年度比)  整備率の向上  50%減 (現状の約1,200人から)  70%  特定違反対象物数の減少 (対前年度比)  事故件数の低減 (対前年比)	○  ○  ○  ○  ○  ○  △  ○  ○  ○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				自主防災組織の活動カバー率	75%	○
				救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	○
				救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	○
				新型インフルエンザ感染防御資器財配備消防本部数	全消防本部に新型インフルエンザ感染防御資器財を配備	○
				救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	△
				心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）	実施率の向上	△
				<参考となる指標> 自然災害による死者・行方不明者数	—	—
				<参考となる指標> 消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	—	—
				<参考となる指標> 消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	—	—
				<参考となる指標> 国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				〈参考となる指標〉我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況	—	—
				〈参考となる指標〉出火件数	—	—
				〈参考となる指標〉放火及び放火の疑いの件数	—	—
				〈参考となる指標〉災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況	—	—
				〈参考となる指標〉市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	—	—
				〈参考となる指標〉救助活動件数	—	—
				〈参考となる指標〉高度な救急救命処置の実施状況の推移	—	—
				〈参考となる指標〉救急隊員数の推移	—	—
				〈参考となる指標〉教育訓練を受けた救急隊員の数	—	—
				〈参考となる指標〉救急出場件数の推移	—	—
				〈参考となる指標〉救急自動車による現場到着所要時間	—	—
				〈参考となる指標〉救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）	—	—
				〈参考となる指標〉救命講習実施回数・救命講習受講者数	—	—
				〈参考となる指標〉消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
				<参考となる指標> 心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数(AEDによる除細動の実施を含む)	—	—	
合計	4政策	○=4		32 (注3)		○=26 △=6	

- (注) 1 総務省の「平成21年度政策評価書（主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」を基に当省が作成した。
- 2 総務省の「主要な政策」20政策中平成21年度に事後評価が行われた12政策に係る評価のうち、実績評価方式が用いられたもの4件を対象とした。
- 3 総務省の主要な政策を実績評価方式により評価する場合には、目標（値）を設定した指標群を用いるほか、必要に応じて参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとされており、これらの32指標のほか、「参考となる指標」が30指標設定されている。
- 4 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	総務省の「平成 21 年度政策評価書（主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の記載項目 1「主要な政策の概要」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の記載項目 1「主要な政策の概要」欄に記載されている「政策の基本目標」を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

### 3 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （政策効果の把握について）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（同法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ-5-ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

#### （2）審査の結果

「平成21年度政策評価書」における事業評価方式による3件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	政府認証基盤最適化事業	<p>○ 政府認証基盤について最適化を実施することにより、年間約7.8億円の経費節減及び年間延べ381日の業務時間の短縮を行う。</p> <p>(注) 本事業の概要 各府省共用で利用できる政府共用認証局を構築し、14府省認証局及び17電子文書交換用認証局の集約・一元化を図るなどシステムの最適化を実施する。</p>	<p>○ ① 本事業実施前から実施後の政府認証基盤に係る経費の削減額 年間約9.2億円 (平成21年度当初予算ベースの値)</p> <p>② 本事業実施前から実施後の政府認証基盤に係る業務処理の削減時間 年間約389日 (平成20年度の業務処理時間に係る調査結果に基づく推計値)</p> <p>③ 認証局構成の効率化による認証局の集約率 100パーセント</p>
2	国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験	<p>△ アジア域内の情報流通の円滑化・アジア諸国のデジタル・ディバイド解消のための国際間共同実験等の実施により、我が国の情報通信ハブとしての地位の確保に資する。</p>	<p>○ 平成15年度～平成20年度までの間、我が国ICT技術を用いた国際IX形成のための基盤技術の研究開発、国際間におけるデジタルコンテンツの電子商取引プラットフォームの基盤整備、多言語対応環境プラットフォームの基盤整備、遠隔教育、遠隔医療、IP電話、環境コンテンツ流通基盤整備に係る国際共同実験が実施された。これにより、国際流通基盤整備のための技術の製品化及び標準化の動きを活性化させ、本事業の目的である我が国の情報通信ハブとしての地位の確保に成果を上げているところ。</p> <p>【平成15年度～17年度】</p> <p>○ 国際IXの高速大容量化、IX間の連携運用システムの確立のための共同実験（中国、タイ、シンガポール）→国際IX構築における高速大容量化・ユーザビリティ向上のための技術の有効性が実証された。</p> <p>○ 国際間のデジタルコンテンツの電子商取引に関する基盤整備のための共同実験（シンガポール）→デジタルコンテンツのBtoBtoC 取引に利用可能な電子商取引プラットフォームモデルが確立された。</p> <p>○ 多言語プラットフォームの実用化検証、アジアの多様な言語に対応する多言語プラットフォームの基盤整備のための共同実験（中国）→アジアの多様な言語に対応する多言語翻訳プラットフォームモデルが確立された。</p> <p>【平成17年度～19年度】</p> <p>○ IPv6技術等を活用した大学、教育機関等における遠隔教育システムの共同実験（タイ、シンガポール）→生徒の属性を加味した教育コンテンツ検索機能や双方向リアルタイム遠隔講義機能等を盛り込んだ新たな遠隔教育モデルが確立された。</p> <p>○ 各国の回線容量に応じて最適化された医療画像を伝送するための技術等を活用した遠隔医療の共同実験（タイ、シンガポール）→3次元高精細画像伝送技術や高圧縮・低遅延画像伝送技術等を盛り込んだ新たな遠隔医療モデルが確立された。</p>

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
			<p>【平成18年度～20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際間でIP電話網を相互接続する際の課題抽出、通信品質を確保するための技術等の共同実験（タイ、シンガポール）→国際間IP電話の通信品質確保のための課題、タイ、シンガポールの現地通信網と我が国 SIPサーバの相互接続条件等が明確化された。</li> </ul> <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際間でセンサ等を活用し、収集した情報を加工・分析するための環境情報分析システムの共同実験（タイ）→国際間でセンサ等を活用し、収集した情報を加工・分析するための環境情報流通プラットフォームのモデルが確立された。</li> </ul>
3	電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイバー攻撃等によってインターネットのセキュリティが侵害される事案（以下「インシデント」という。）に対応するためには、事業者内・事業者間連携に関する課題を抽出し、その課題について共通認識を持つことが重要であり、それを達成目標として本事業が実施された。</li> </ul> <p>（課題として想定されるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者間連携体制の整備が必要。</li> <li>○ 顧客・事業者間においてインシデント対応に関する具体的な取決めが必要。</li> <li>○ インシデントに対応可能な人材の育成が必要。</li> </ul> <p>本事業の実施後においては、本事業によって明らかとなった課題を各参加者が現状の体制や組織の運営状況等、各自の特性を考慮した上で、各自の判断により自社のサイバー攻撃対応体制等に反映させることにより、インターネットの安全性・信頼性の向上が図られ、利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境が実現されることが期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 演習を実施した後、演習参加者全員が演習結果を評価したところ、以下のとおり、「課題として想定されるもの」に類似した課題等が抽出され、共通認識として得られた。</li> </ul> <p>&lt;「事業者間連携体制の整備が必要」に類似した評価結果&gt;</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者間でインシデント対応事例の情報を蓄積・共有することが必要。</li> <li>○ インシデント発生時の事業者内、事業者間の情報連携について再考が必要。</li> </ul> <p>【3年間の演習を通じた課題の解決状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 演習を通して、日ごろは交流の少ない事業者間で交流が生まれた。これによって有事の際の連携力の強化を図ることができた。</li> <li>○ 情報共有は、共有に関するルールの整備や、第三者機関の利用等、環境を整えることにより、潤滑に行える可能性を見出すことができた。</li> <li>○ 演習を通じて、自社のみで解決できない問題について他の事業者に解決を依頼する、という事業者間の連携体制を経験することによって、大規模な攻撃被害に対する対応能力が身につくと分かった。</li> </ul> <p>&lt;「顧客・事業者間においてインシデント対応に関する具体的な取決めが必要」に類似した評価結果&gt;</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客・事業者間において、インシデント対応に関する合意事項や連絡窓口を整備することが必要。</li> </ul> <p>&lt;「インシデントに対応可能な人材の育成が必要」に類似した評価結果&gt;</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も演習を継続し、多くのオペレータにサイバー攻撃対応の経験を積んでもらうことが必要。</li> </ul> <p>【3年間の演習を通じた課題の解決状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 演習に参加したことでインシデント対応の一連の流れが確認できた。</li> <li>○ インシデント発生時に冷静かつ速やかに対処できる自信がいった。</li> </ul>
合計		○=2 △=1	○=3

(注) 1 総務省の「平成21年度政策評価書（主要な政策に係る評価及び事後事業評価）」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>